



集団的自衛権の行使容認に反対する請願書

犬山市議会議長 堀江正栄様

2014年8月29日

請願団体 新日本婦人の会 犬山支部

支部長

全日本年金者組合 犬山支部 (犬山年金者の会)

支部長

犬山9条の会

会長

犬山平和委員会

事務局長

紹介議員

水野正光

岡村千里

【請願の趣旨】

安倍内閣の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤に関する懇談会」は、5月15日「報告書」を提出しました。これを受け安倍政権は、7月1日集団的自衛権行使容認を柱とした「閣議決定」を強行しました。

集団的自衛権の行使とは、日本に対する武力攻撃がなくても、他国のために海外で戦争することです。これを認めれば、海外での武力の行使を禁止した憲法の歯止めがはずされ、憲法9条はあってなきものとなってしまいます。

憲法により、ときの権力者が勝手なことをしないように縛るとというのが立憲主義です。ところが安倍内閣は、憲法に係わる方針転換を「閣議決定」で行おうとしています。これでは政権につきさえすれば、政府が何でも出来ることになり、立憲主義から逸脱し民主主義の蹂躪に他なりません。

戦後の日本は、憲法9条のもとで、「戦争をしない」「海外で人を殺さない、殺されない」立場を守り、これが世界から日本への信頼をつくってきました。いま、この立場を広げることこそ重要です。

2003年から始まったイラク戦争では、陸上自衛隊豊川駐屯地からも隊員が派兵されましたが、憲法9条という歯止めがあったために、一人の隊員の命も失うことがなかったのです。私たちは、政府の勝手な解釈で憲法を変えることも、海外で若者が血を流すことも望んでいません。

日本国憲法は前文で、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」と延べるとともに、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」「安全と生存を保持しよう」と決意した」としています。憲法を生かしアジアと世界の平和に貢献する道こそ、日本が取るべき道ではないでしょうか。

#### 【請願事項】

憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認しないよう求める意見書を、地方自治法第99条の規定により国に提出していただくこと。

